第934号 受付 21.10.5 小郡三井医師会

福県医発第１２２４号（地）
平成２１年１０月３日

各 医 師 会 長　殿

福岡県医師医会
会長 横 倉 義 武

弁護士会が設置する「医療 ADR」について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

各医師会におかれましては、医事紛争発生による紛争解決に際し、多大なるご尽力とご理解を賜り誠に有難うございます。

さて、標題のことについて、福岡県弁護士会より医事紛争に特化した「医療 ADR（紛争解決センター）」を本年１０月１日から設置する旨の連絡がありました。

これは、医療トラブルが発生した際、医療側・患者側どちらからでも申請（申請料１万円）ができることになっており、弁護士が仲裁人となって双方を呼び出し、話し合いをさせ紛争解決にあたるというものであります。紛争が解決しますと解決金額によって成立手数料を支払うシステムとなっております。

本会といたしましては、現在の医師会の医事紛争処理システムが、各医師会の担当役員が仲裁人となり患者側と折衝するという細やかな対応ができており、いわゆる「医療 ADR」の機能を充分果たしていると認識しております。

つきましては、今後、弁護士会による「医療 ADR」から、会員に対し呼び出し等が行われることが考えられますので、その際には直ぐに対応せず、まず、本会事務局の医事紛争担当までご連絡いただきますよう、貴職のご高配方よろしくお願い申し上げます。

本会にご連絡いただければ、呼び出し状を出した「医療 ADR」への対処方法や、当該紛争については、まず地元医師会宛に紛争報告書を提出していただき、その後は医師会が責任をもって対応させていただくことをご説明させていただきます。

敬 具

【ご連絡先】
福岡県医師会　事務局
（医事紛争担当　吉武・冨永・山下）
TEL０９２－４３１－４５６４
FAX０９２－４１１－６８５８

小郡三井医師会より

医事調停担当理事　福冨稔明
医事調停副担当理事　松行眞門
会長　丸山　泉